

令和4年度
信用保証料
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、原油価格の変動や景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とし、金融機関から融資を受けるため奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって会員事業者の経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは会員事業者が金融機関から受ける融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第4条 本要綱に定める助成事業は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までとする。
ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(助成金額)

第5条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得る場合に支払われた保証料の2分の1の額とする。
ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円を限度とし、限度額に達するまで再助成することができる。

(交付申請)

第6条 この助成金の申請は、様式1「信用保証料助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。
2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。
3 申請書の提出期限は令和5年2月10日までとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けたときには、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和4年4月1日より適用する。